

年	組	名前
---	---	----

令和2年7月号

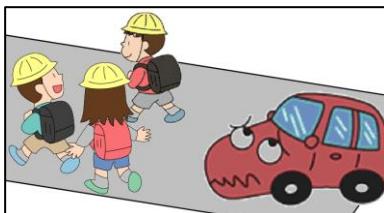


こうつうあんぜん
交通安全テスト (3・4年生用)

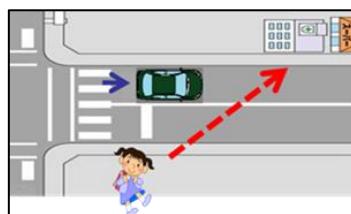


正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 道路では、広がって歩いてはいけない。



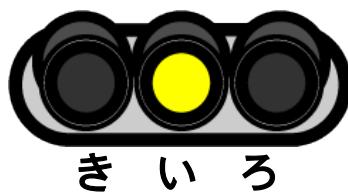
- ② 目的地まで早く行くために、道路をななめに横断した。



- ③ 夜暗くなつてから自転車を運転するときに、周りが街灯などで明るい場所では自転車のライトをつける必要はない。



- ④ 歩いている時に人の形の記号がある青色信号がチカチカしたり、信号が黄色になつた時は急いで渡らないといけない。



- ⑤ 自転車は交差点やその近くの道路上に「自転車横断帯」があるときは、その中を通りなければならない。



交通安全テスト

令和2年7月号

解答・解説 (3・4年生用)

① 道路では、広がって歩いてはいけない。【○】

A : 道路上に広がって歩いてはいけません。

- 道路交通法第10条（通行区分（抜粋））

歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができます。

- 交通の方法に関する教則第2章第2節（歩道の通るところ（抜粋））

3 歩道も十分な幅の路側帯もない道路では、歩行者は道路の右端を通らなければなりません。しかし、右端を通過すると横断を繰り返すことになってかえって危険な場合などは左端を通過することができます。

<指導のポイント>

歩道も十分な幅の路側帯もない道路では、歩行者は道路の右端を通らなければなりません。

友達と話をしたりしながら、道路に広がって歩いてはいけません。

また、道路を歩くときは後ろから来る車や自転車にも十分注意しましょう。

② 目的地まで早く行くために、道路をななめに横断した。【×】

A : 道路を斜めに横断してはいけない。

- 道路交通法第12条（横断の方法）

第1項 歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の附近においては、その横断歩道によって道路を横断しなければならない。

第2項 歩行者は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節1（横断の場所（抜粋））

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけその施設を利用しましょう。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節2（信号機のある場所で横断しようとするとき（抜粋））

(5) 道路を斜めに横断してはいけません。しかし、交差点で車に対する信号を全部赤にして車を止め、歩行者の自由な通行が認められているところ（スクランブル交差点）では、歩行者用の信号に従って斜め横断も出来ます。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節3（信号機のない場所で横断しようとするとき（抜粋））

(4) 車が近づいていないときは、速やかに横断を始めましょう。車が止まってくれたときは、ほかの車の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めましょう。この場合、道路を斜めに横断したり走ったりしてはいけません。

<指導のポイント>

道路を斜めに渡ることは、横断する者が左右のいずれかの交通に背面することになるほか、道路にいる時間が長くなるので危険です。

少し遠回りになってしまっても、安全な横断施設（横断歩道、歩道橋等）を利用するようにならねばなりません。

③ 夜暗くなつてから自転車を運転するときに、周りが街灯などで明るい場所では自

転車のライトをつける必要はない。【×】

A : 周りが街灯などで明るくても、夜間に自転車を運転する時はライトをつけなければなりません。

- 道路交通法第52条第1項（車両等の灯火（抜粋））

車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）、道路にあるときは、政令（道路交通法施行令第18条 道路にある場合の灯火）で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令（道路交通法施行令第19条 夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合）で定める場合（トンネルなど）においては、夜間以外の時間にあっても、同様とする。

※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は、軽車両に分類される。

- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得）

(9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意）

(13) 夜間はもちろん、昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければなりません。また、前から来る車のライトで目がくらんだときは、道路の左端に止まって対向車が通り過ぎるのを待ちましょう。

<指導のポイント>

夜間の無灯火運転は禁止されています。

また、自転車のライトは暗い夜道を照らすためだけでなく、遠くにいる車の運転手や通行している自転車・歩行者に自分の存在を早く知らせる事ができます。

暗くなり始めたら早めに、自転車のライトを点灯させましょう。

④ 歩いている時に人の形の記号がある青色信号がチカチカしたり、信号が黄色になつた時は急いで渡らないといけない。【×】

A : 歩行者用信号の青色の点滅と信号の黄色は同じ意味であり、いずれも道路の横断を始めてはいけません。

- 道路交通法施行令第2条第1項・第4項（信号の意味等（概要））

黄色の灯火・青色の灯火の点滅

歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、すみやかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節2（信号機のある場所で横断しようとするとき（抜粋））

(3) 歩行者用の信号の青の点滅は、黄信号と同じ意味です。青の点滅になったら横断を始めてはいけません。

<指導のポイント>

青色の点滅信号も、黄色信号も、道路の横断を始めてはいけません。

もうすぐ赤色に変わる注意の信号ですので、次の青信号まで待ちましょう。

⑤ 自転車は交差点やその近くの道路に「自転車横断帯」があるときは、その中を通らなければならない。【○】

A : 近くに自転車横断帯があるところでは自転車横断帯を通らなければなりません。

- 道路交通法第63条の6（自転車の横断の方法）

自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(5) 交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなけ

ればなりません。

<指導のポイント>

自転車横断帯が近くにある場合は、自転車横断帯を通って道路を渡りましょう。